

# ドイツの州における大連立

## —シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の事例を通じて

### Consensus Government in the German Federal States: A Study of Coalition Patterns in Schleswig - Holstein

新川匠郎<sup>†</sup>  
Sho NIIKAWA

本論はドイツの州での大連立成立パターンを問うものである。従来の経験的分析では、異なる大連立の仕組みを捉える比較の視座が欠落しがちであった。また政党の動機と制度にフォーカスした理論的分析もドイツの州の多様性から限られた特徴を引き出すのが主であった。本論は、多元的で結合的な因果を想定した大連立分析から従来の研究にあった空白へ光を当てることを試みる。ここでは、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の事例を通じて大連立に向けた制度的条件を浮き彫りにする。それが議会少数派と権力分掌する一院制という条件である。この知見を踏まえた条件組み合わせ分析を通じて本論は、「権力を分掌する一院制下では、分極化した政党間競争を伴い議会多数派の形成に行き詰った場合に大連立が選択肢になる」という仮説を提起する。この結果は政党の動機・制度のどちらかで大連立を説明しきるのは困難と想起させるが、議会権限 (veto point) の議論を洗練させる機会になると提起する。

**KEY WORDS :** 連立理論、大連立、ドイツ研究、地方政府、質的比較分析 (QCA)

---

<sup>†</sup> 上智大学ヨーロッパ研究所

## はじめに

本論はドイツの州に目を向けて大連立の成立パターンを問うものである。確かに、こうした連立について考えるための一般的な枠組みはヨーロッパの政治を基にして展開してきた (Laver, Schofield 1998)。だが州のような地方レベルへ応用する際には、連立のゲームが中央と地方という多層的な政党間競合の内に埋め込まれていることへ留意する必要がある (Detterbeck 2011 : Ch. 8)。これを踏まえた上でドイツの州における連立に関しては、既に多くの研究蓄積が存在することを見て取れる (例えば、Bowler, Bräuninger, Debus 2016 ; Jun 1994 ; Kropp 2010 ; Pappi, Becker, Herzog 2005)。本論の問題関心は、こうした研究の中で多くの光が当たってこなかった以下三つの点を考えることにある。

まずは、大連立の成立メカニズムへ焦点を当てる比較分析が多くなかったことを指摘できる。そもそも連立政権とはドイツ、更にはヨーロッパを中心とした国々で長らく実践されてきたものである。そこでは日本の研究蓄積で連立について取り扱われること自体は珍しいものでなかった (例えば、網谷・伊藤・成廣編 2014)。しかし国際比較を志向しつつ、政権レベルでの政党間協力にフォーカスする分析は多くなかったと考えられる (加藤 2011 を参照)。ただし大連立という政権形態に目を向けた時、日本だけで比較研究の蓄積が少なかったわけでないとの実情も見えてくる (小野 2008)。大連立は独自の特徴をもつものと考えられてきた一方、国際比較を想定した連立政権の議論の中で扱いづらい風変わりな事象でもあった (例えば、Müller 2008)。その結果、様々な大連立成立の仕組みを統合的に捉える分析は多くなされてこなかったのである。

二点目に、連立研究での方法論的な問題を挙げるができる。政党間の連立を分析する際には二つの接近法があるとされる。一つ目がゲーム理論的な観点に基づき演繹的に仮説を導出、その条件の効果を現実の連立政権で検討するものである。しかしこの分析法では、本論で着目する地方の文脈を過度に単純化してしまう傾向があっただろう (Martin, Vanberg 2014 も参照)。

そこでは帰納的な分析を主として、因果的仕組みと多様な条件組み合わせに焦点を当てるアプローチがドイツの州の研究で提起されている (Kropp 2001)。ここで用いられる事例研究の潜在的な可能性から、近年の研究では統計的な手法とケース・スタディを組み合わせる分析が増加している (例えば、Ştefuriuc 2013)。ただし、この二つの手法を併用する場合、仮説検証という比較連立研究での統計手続きに事例分析が引き付けられ過ぎることを容易に想定できる。これは仮説検証型に合わせようとするあまり、個別のケース・スタディで様々な条件組み合わせを捉えるというよりも、シンプルな条件へ還元しようとする傾向が出るためである。そこで本論では事例内分析を通じて引き出せる各種条件について、事例間分析にかけた時にもそれらの相互作用を一義的に考慮できる集合論に基づく手法を採用する (Schneider, Wagemann 2012 を参照)。この統計分析のオルタナティブとして提唱される手法は、条件の独立効果が正負両面の結果にあるはずと想定する古典的な回帰分析、それに根差すことで狭まる事例研究の視野を広げることにも役立つと考えている。

以上の点と連動して最後に、連立モデルがドイツの現実とあまり整合的でなかったという理論に関わる問題を挙げるができる (Linhart 2013)。ドイツの州の連立に基づいた理論志向の研究では、これまで行為者中心の分析が主流であった。そこでは多層的な政党間競合という州の特性も、中央・地方の階層的な党組織構造の下での政党の戦略的行動として理論的統合がなされている (Detterbeck 2011 ; Ştefuriuc 2013)。

確かに政党の行動動機に着目することはドイツの州の分析における一大テーマである (例えば、Debus, Müller 2013 ; Shikano, Linhart 2010)。しかし本論では、それでもなおドイツの州のそれぞれの制度設計の多様性を無視することはできないと考える (例えば、Freitag, Vatter 2008)。というのも権力を分掌する制度の代表格、二院制は各州内部の制度設計で無関係かもしれないが (Lijphart 2008 : 9-10)、州議会の制度設計が政権成立に影響を及ぼすという「拒否点 (veto point)」に関する議論は未だ想定できるためである。この点に

関して近年の研究でも、二院制か否かよりも包括的に、どうやって拒否点をコントロールするかとの点から議会制度設計を見直すことが提起されている (Eppner, Ganghof 2016)。以上から、州単位での様々な制度設計に対して多くの関心が払われておらず、結果的に政党の行動動機と制度設計の間の多彩な相互作用への分析もおざなりになっていたと指摘できる。

本論は複合的な条件組み合わせを想定した大連立の成立パターン分析を通じて、以上で見出せたような研究の空白に光を当てることを試みる。結論を先取りするならば、本論はシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の事例研究を通じて、政党の行動動機と制度設計の相互作用に基づく次の仮説を提起する。それは権力を分掌する一院制の下では、分極化した政党間競争を伴って議会多数派の形成に行き詰った場合に大連立がオプションになるとの仮説である。

なお本論は複合的な条件組み合わせを事例ベースで考えていくという方針上、議論の構成は仮説を立てて検証するという手順を完全に踏襲するものになっていない。確かに大連立の説明枠組みを第一に明らかにして、その後、なぜシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の事例が選ばれたのかをその枠組みの下で示すことを予定している。しかし、この時点で仮説が出ているというよりはむしろ、同州内での政党間競争のパターンに関する分析を通じて仮説的知見を導出する。そして、この事例内分析で得られた知見について、条件組み合わせに重きを置いた事例間分析によって精査するという手順をとることにしている。

## I. 大連立の規定

大連立には一方で、ドイツの二大政党の連立を指すという文脈的な定義を与えることができる。だが他方で、最小限の多数派を超えた幅広い政党間の連立という抽象度の高い定義も提起されている (Schmidt 2004: 286)。この文脈的、抽象的定義の双方に耐えうる大連立の指標を考えるために、比較研究で多く用いられてきた次の指標へ着目することから始めたい。それが、議会多数派を形成する上では余分な党を一つ以上含む政権という指標である (例えば、Volden, Carrubba 2004)。

この指標だけでは確かに、大連立と関連する政権形態を十全に捉えることはできないだろう。極端な例を挙げるならば、この指標では議席の50%ずつを分け合う二党の連立 (つまりオール与党) が幅広い合意を取り付けているとはみなされないのである。しかし上述の指標は大連立を捉える一つのツール、つまり十分条件と解釈されて用いられてきたと考えることはできる。そこでは大連立のバリエーションを捉えるため、連立与党の合計議席占有率を追加の指標として用いることが提唱されている (Lijphart 2012: 95)

しかし複数の指標を用いた比較分析では次のような問題も生じる。まず余分な党を一つ以上含む、与党の議席占有率という異なる指標が大連立の何を捉えているのかという問題である。次に政権与党の議席という指標に関しては、どれほどの規模である時に大連立とみなされるのか明瞭ではなく、その閾値に恣意性が生じるとの問題である。最後に、なぜ複数の指標がそれぞれ独立して使用されねばならないのか、という指標組み合わせの正当性に対する問題が生じる。

こうした大連立を比較の遡上に載せる際の問題に対しては、実際の大連立認識をベースに導出された類型を用いて対処する (方法論的には、石田2009)。そこでは大連立に関して、①その社会代表性を大臣職配分率から、②大多数の支持という特性は与党の議席占有率を通じて、③そして政権内での交渉重視に関しては議会多数派にとって余分な党を含むことから操作化する (新川2015を参照)。そして、これら三条件の組み合わせの中で、ドイツで大連立とみなされてきた二大政党の連立もカバーできると提起される以下二つの類型を用いている。

その一つ目が、「もし連立政権が議会の多数派にとって一つ以上余分な政党を含み、かつ60%以上の議席

を占有している場合」であり、これを便宜上タイプ1の大連立とする。次に、「もし連立政権が60%以上の議席を占有しており、かつ与党第一党の大臣職配分率が66%以下である場合」で、これはタイプ2の大連立と呼称しよう。なお、これらの条件を満たさなかった場合は大連立でない、満たしているからといって大連立とは言い切れない<sup>1</sup>。これは実際の認識をベースに分類基準を作るという方針上、大連立の程度を類型学的に想定しなければならないことに起因する。そこでは、上述の閾値に基づいて理念型に近い・遠いという大連立の程度を捉えることになる<sup>2</sup>。

## II. 大連立の説明枠組み

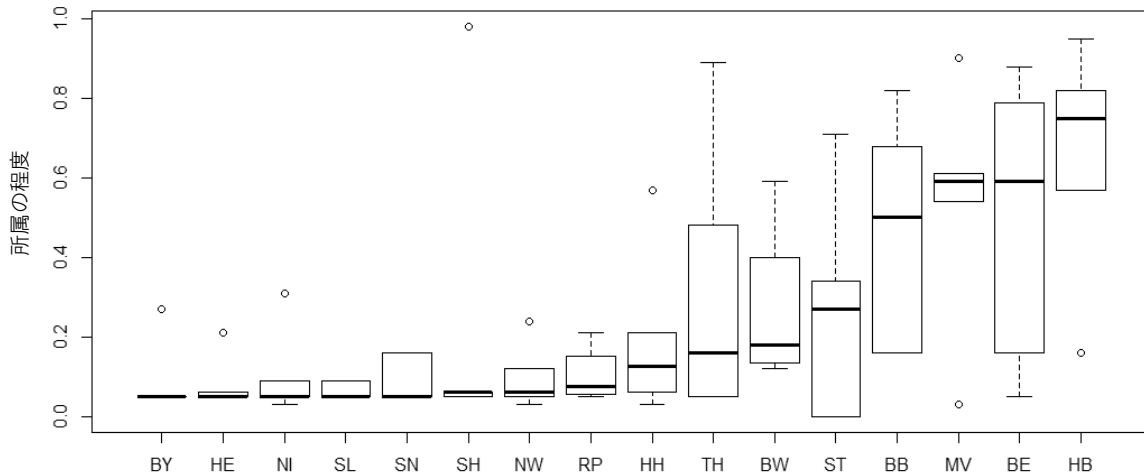
本論ではドイツの州の大連立に体系的説明を与えるきっかけとして、連立政権論と呼ばれる比較政治学の一理論に着目する(岩崎2015も参照)。この理論では、政党は閣内のポストを得ることそれ自体に利益を見いだし、公職を追求することが目的になるとの前提から出発する(『公職追求』、Riker 1962)。この前提の下で、連立政権論の基盤である「最小勝利連合」の次の予測が立てられる。まず、ある党が議会の多数派を掌握している場合は、その政党が他党と協力する理由がないとする。そして議会多数派が存在しない場合、最小限の多数派形成に向けた協力をを行う理由が生まれると予測する。

ただし、この最小勝利連合の考えだけでは大連立を体系的に説明することは難しい。というのも幅広い政党間での協力に基づく大連立は、最小勝利連合の考え方と矛盾する特徴をもつためである。そこでは、なぜ政党が最小限の多数派を伴う政権を目指さないのか、との問いを基に大連立と関係する説明枠組みが展開してきた。

第一段階としては、想定される政党の合理的な動機に修正が加えられている。具体的には、政党は掲げている政策を実現するために政権を目指すという動機が追加されている(『政策追及』、Axelrod 1970)。次に政策追求という追加された行動原理、その前提として政策次元が多元的でありうることが提起されている。ただし、この多次元の政策空間も想定することは政党間の連立という均衡点を理論上求められなくなることを意味していた。そこでモデルは、議会での中核政党に着目することでその問題解決を図るに至っている(例えば、Laver, Schofield 1998)。これらを踏まえて三点目に、政党間競合の動的なサイクルのモデル化が以下の理論的な考察を伴ってなされるようになった(Strøm, Müller, Bergman eds. 2008)。それが党内事情を深掘りする動機、そして政党の行動を制約する制度への考察である。こうした三段階目の展開と共に、地方レベルの文脈についても理論化が進んだと述べるができる(例えば、Ştefuriuc 2013)。

以上では理論の展開を簡単に追ってきたが、説明枠組みの中で変わらない視座もあった。それは政党間での相互作用、それによって形づくられる政党システムの特徴へ焦点を当て続けてきたことである(Kropp, Strøm 1998: Ch. 2)。具体的には大連立の直接的要因として、最小勝利連合を形成させない多党制下の政党配列にフォーカスしてきた(例えば、Indridason, Bowler 2014)。そして、この条件に加える形で最小勝利連合を形成させない制約的制度、取り分け二院制と大連立の関係に多くの関心がこれまで払われてきた(Eppner, Ganghof 2016を参照)。

- 1) この議論はあくまで各条件の閾値が的外れなものでない限り有効である。そこでは60%の議席占有率という閾値は理論的に想定できる最小限の値、66%の大臣職配分率とはドイツも含めた事例から経験的に導出できる値として提案されている(新川2015も参照)。
- 2) この分類法は、大連立の理念型から外れているほど他の政権カテゴリーとの重複可能性が高くなることを想定している。経験レベルでの認識の多様さを考慮して概念間の重複、曖昧さを想定できることはこの分類法の長所と考える。



出典：筆者作成

図1：州別の大連立の傾向（1990-2010）

### III. 事例選択

以上では、多党制と二院制という大条件から引き出せる仮説を通じて大連立への体系的説明が試みられてきたことを明らかにした。これに対して本論で焦点を当てるドイツの州とは一院制の下で、連邦レベルと同様の二大政党を中心とする競争を基調としてきた。上述の説明枠組みを踏まえれば、理論上、ドイツの州では大連立は少ないとの見通しを立てることもできる。では、ドイツの16州で大連立はどれほど成立してきたのか。以下の図は、ドイツ再統一後から2010年までにおける州別での大連立の成立傾向を示したものである（図1を参照）。

上図は「I. 大連立の規定」で示していた分類基準に依拠して、州別で見いだせた大連立の成立傾向を示したものである。具体的には、それぞれの州でタイプ1ないしタイプ2の大連立への所属の度合いを集計、それをボックス・プロットで示した<sup>3)</sup>。この時、Y軸が大連立の程度を表現しているため、1.0のスコアに近いほど理想的な大連立が成立したとみなせる。

この図では、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 (SH) で最も理想に近い大連立を見出せる（詳しくは2005年の事例）。この事例は、図の中でこのケースに続いて理想に近い大連立を観測できたブレーメン都市州 (HB)、ベルリン都市州を含む旧東独4州 (BB、BE、MV、TH) と比べて異質である。というのも上述の5州では程度の差こそあれども、90年代以降、政党間での合意が重んじられてきたことを図1から見てとれるためである。これに対してシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では大連立が基本的に成立してこなかったにも関わらず、理想に近い大連立が2005年に生じたのである。

ここにおいて、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で2005年に大連立が成立したことがより大きなパス

3) この所属の程度については設定される各条件の閾値を起点に、それぞれの条件で想定される最大値と最小値も加味して算出される（詳しくは、石田2009；Ragin, Davey 2014）。本論では用いた分類基準において設定されている最大値と最小値に基づき（新川2015）、大連立の程度を算出している。なおドイツ16州の名称は以下のようにコードしている（Vatter, Stadelmann-Steffen 2013を参照）。BB（ブランデンブルク州）、BE（ベルリン都市州）、BW（バーデン・ビュルテンベルク州）、BY（バイエルン州）、HB（ブレーメン都市州）、HE（ヘッセン州）、HH（ハンブルク都市州）、MV（メクレンブルク・フォアポンメルン州）、NI（ニーダーザクセン州）、NW（ノルトライン・ヴェストファーレン州）、RP（ラインラント・プファルツ州）、SH（シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州）、SL（ザールラント州）、SN（ザクセン州）、ST（ザクセン・アンハルト州）、TH（テューリンゲン州）。

ルとなる<sup>4</sup>。同州内での2005年の結果とその他を区別できる、そしてドイツの他州と比較しても妥当な説明が未だ求められているのである。この種の事例は、仮説検証や仮説修正のための事例とは区別されるものである。仮説検証のためには多党制と二院制の条件を満たしての大連立という典型例を選ぶべきで、仮説修正のためには多党制と二院制の条件を満たしていながらも大連立が成立しなかったケースを選ぶ必要がある(Schneider, Rohlfing 2014)。これらと比べて、二大政党制・一院制でありながらも大連立が生じた事例を選んだ本論のケース・スタディは多党制と二院制を基にした大連立の説明を精査するものにはならないだろう。そこではむしろ仮説構築の段階で見過ごされていた条件(群)を発見する、大連立に向けた代替的な経路を抽出することが目的となるべきである。

## IV. ケース・スタディ

ドイツ最北に位置するシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州には各党にとって特別有利になるような背景的土壌はなかったとされる(Andersen 2000)。例えば第二次大戦後において、一方の保守主義陣営はキリスト教民主同盟(以下CDU)を中心に多様な意見をまとめ上げることが求められた。他方で、社会主義陣営として社会民主党(以下SPD)は文字通り一から政党を立て直さねばならなかった。そして自由主義陣営に至っては、保守主義の統合の過程で一つの政党(自由民主党、以下FDP)が生じたとされる。

こうした文脈の下でいかなる政党間競合のパターンが生じたのか。大まかにいえば同州では、1950年代から1980年代にかけてCDUが一貫して政権につき、1980年代末から2000年代初頭にかけてSPDがCDUの代わりに政権につくというパターンを見いだせる。これを踏まえて、2005年にCDUとSPDの大連立が成立している(補遺・表1を参照)。なぜ大連立が2005年に選ばれたのか。以下では同州の政党間競合の変化をひも解いていく。

### 1 CDUが政権を握る1980年代まで

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では1946年にイギリスの管轄下で議会選挙が行われ、翌年には戦後初となる自由選挙が実施された。この選挙ではイギリスの寛容な政党認可という特徴を見出せる。その一例としてシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の地域政党、具体的にはデンマーク人少数派の政党であり、フリーセン人の代表組織として後の「南シュレスヴィヒ選挙人同盟(以下SSW)」が認可されていた。また1947年選挙では、多数派を優遇する選挙制度が導入されている。それは70の総議席の内42の議員を小選挙区から選び、残り28人を小選挙区で当選した政治家たちの所属する党名簿から選出する制度であった。

ここにおいて小選挙区で強いCDU、SPD、そして地域政党SSWのみが議席を獲得、その内で議会多数派の地位を得たSPDのリーダーはイギリス君主制を模した様式の下で州首相として承認されている。そして、この二年後に首相は議会の改革法案を可決させている。具体的には首相のみが議会承認を必要とする、選挙の変わり目で首相職は継続されるといった議会の権限を弱める制度が導入された。この一連の制度改革は、誰が与党で誰が野党であるのかとの点を明確にするイギリス・ウェストミンスター型の制度に影響を受けて行われたとされる(Mielke, Bräuer 2012: 615-616)。

4) 2005年は連邦レベルで大連立が成立した年であり、この影響があったとも考える。だが連邦議会選挙よりも先にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で選挙が行われており、その連立は本論で後述するように州内の特異な要因に強く規定されていたと考えられる。

この多数決型の制度が導入されてから1950年に、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州は公的にドイツの連邦州へ参入した。この年の同州議会選挙では、次のような選挙制度への変更がみられた。それは46の議員を各選挙区の候補から選び、残りの23人を選挙区当選ないし5%以上の有効票を得た党名簿から選出するとの制度である。この多数派優遇を修正した制度の下では、CDU、FDPを中心とした「ドイツ人選挙ブロック」という名の選挙協力が生じている。これに対してSPDは、当時の難民問題で極端な政策を掲げていたSSWを含むその他の党と協力に踏み出せずにいた。こうした政党配置での選挙結果としては、SPDが議会第一党を保持したものの、CDUが選挙協力していた政党とともに連立政権を樹立させたことについて見て取れる。

このCDUを中心とした政権の下、1954年選挙からはより比例代表を重視した選挙制度が採用されている。そこでは選挙区当選したないし5%以上の有効票を獲得した党名簿で議席を比例配分する制度へ変更されている。だが、この比例代表の色彩を強めた選挙制度によって想定される多党化はみられず、経済の好転も背景にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では二大政党への票の集中を見てとれる。

この二大政党への収斂は60年代以降、CDUとSPDの積極的な支持者動員とともに更に進んでいった。その際に二大政党の政策的な立場の大きなひらき、分極化の存在について指摘されている。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州には連邦レベルのCDUより政策的に右のCDU、連邦レベルのSPDより左のSPDという対決の構図があったという(Heinrich 2008: 438)。

この二大政党の対決・分極化に基づく政治を象徴するのが、連立をもはや必要としない70年代から80年代にかけてのCDUによる議会過半数の掌握であるだろう。これは、連邦レベルでの入閣経験もあるシュトルテンベルク(Gerhard Stoltenberg)を首相に据えて、CDUが1971年に単独で組閣したことを発端とする。

この政権は、CDUの連立パートナーであったFDPの多数派形成に向けた役割消失を意味していただろう。ただし、これと同時期にFDP左派のロンネブルガー(Uwe Ronneburger)がシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州での党方針を変えたことも見て取れる。そこでは1969年から連邦レベルでFDPとSPDの連立が生じたように、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州でもFDPとSPDの連立が現実味を帯びていた。また、50年代後半から中立の方針をとってきたSSWにも少数政権の黙認という態度変化があった<sup>5)</sup>。これらに加えて、同州での原発建造に対する反対運動が新しい左派、緑の党(以下G)の台頭を予感させていた(Kellmann 2010: 384)。こうしたFDP以外の小政党の動向も踏まえて、単独政権を担う右派CDUとその対極に位置する左派SPDの間での対決は熾烈なものになっていた。

## 2 SPDが政権を握る1980年代から

ここまではシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の政治が、二大政党の対決・分極化を特徴としてきたことについて示した。これはCDU単独政権のきっかけを作ったシュトルテンベルクが、連邦での閣僚として召集されて抜けた後も変わりなかった。州首相職を引き継いだバーシェル(Uwe Barschel)は、シュトルテンベルクなきシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州CDUの穴埋めに尽力したという(Kellmann 2010: 385)。この成果は1982年に連邦レベルでCDUとFDPの連立が樹立した翌年、1983年の州議会選挙でバーシェル率いるCDUが議会多数派を守ったことに見て取れる。

単独政権を維持したCDUは四年後の1987年9月13日選挙も、CDUか左派(SPDとG)かという対決姿勢を打ち出したプログラムと共に臨んでいる。だが、この選挙でCDUは議会第二党に甘んじるという結果

5) このインフォーマルな協力を志向していた一つの理由は1955年以降、少数派の意見を代表するSSWには5%条項の義務が取り外されていたことを挙げることができる。

をみることになる。この選挙は、バーシェルのメディア担当として雇ったプファイファー (Rainer Pfeiffer) と選挙戦略を立てたことに特徴づけられる。このメディア担当はSPDの筆頭候補エングホルム (Björn Engholm) の私生活の尾行、盗聴、誹謗中傷など汚い選挙キャンペーンを企てた。このことが、選挙の約一週間前である9月7日にシュピーゲル誌で掲載されたのである。

この選挙では、SPDは議会過半数を超えるのにあと2議席にまで迫る36議席を占めた。他方でCDUは33議席を保持したが、CDUと連立を志向したFDPは4議席の獲得に留まっていた。ここにおいて、当時の残り1議席を獲得していたSSWがCDUとFDPの多数派形成に向けたキャスティングボートを握ることになった。そこでは、選挙戦でのスキャンダルのため首相職を退いたバーシェルの後任、CDUのシュヴァルツ (Henning Schwarz) がSSWへ入閣の打診を行っている。だがSSWの議員は、政権成立の命運を握る自身の1票を投じることに拒否している。

この組閣に難航した理由は、CDUが多数派になれなかったこともさることながら、二大政党の対決・分極化が顕著であったことも無視できないだろう。CDUは公職の保持を追求する一方、万年野党であったSPDにとっても1987年選挙は政権を取り返す機会であったと考えられる。もちろん、当時シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州FDPを率いていたツムプフォルト (Wolf Dieter Zumpfort) はCDUとの協力を支持しており、CDUの不祥事はSPDの次の選挙での追い風になるものであったといえる。だが当時の選挙における各党の政策位置を鑑みると(補遺・表2を参照)、野党であったSPD、SSW、FDPの「隣接最小勝利連合 (Axelrod 1970)」、SPDを中核とする少数政権も不可能でなかっただろう。そこでは、二大政党の大連立以外にも多数派を作りうる従来型と異なる連立オプションが存在したが、それらは実現するに至らなかったと推論できる。当時の二大政党間の分極化、その間での綱引きは、多くの小政党を抱き込むような政党間協力すらも取り付けることが難しい状況に陥らせていたと考えられるのである。

新しい首相を任命できないことから最終的に、CDUの選挙管理内閣を経て翌年1988年5月に再選挙が行われる運びとなった。この選挙の結果、エングホルム率いるSPDが議会多数派を獲得することに成功、エングホルムはSPD単独政権の首班としてウェストミンスター型の対決構図、政権与党と議会野党の関係に修正をせまる制度改革を主導している。

政党間でのコンセンサスなき多数派形成に向けたゲームは各党の対決姿勢を過激化させて、民主政治に弊害を与えると一般的に指摘される (Schmidt 2008 : 317)。少なくともエングホルムの目にも、CDUという政権与党が野党と相対するものとして、より原理的な対立を促進させてきたように映っていたという (Engholm 1987 : 271)。この改革の結果として、議会は三分の二以上の賛同を得ることで自身を解散する権利を得ている (Leunig 2012 : 108-127も参照)。また議会少数派の権利も強く打ち出された。具体的には四分の一の議員によって政権メンバーを召喚できる権利、同じく四分の一の議員で政権への情報公開・書類提出を請求できる権利が規定されている。この制度改革によってシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州はもはや政権と議会多数派という一元的関係で測れない、政権と議会少数派の関係も重要視される二元的関係が想定されるようになったと評される (Mielke, Bräuer 2012 : 609)。

この改革を踏まえて行われた1992年4月選挙の結果、SPDは二期目の単独政権を可能とする議会多数派の地位を獲得している。だが、この選挙から一年後に議会制度改革を推し進めたエングホルム自身も1987年のスキャンダルに巻き込まれていたことが判明する。当時彼は、バーシェルのメディア担当であったプファイファーの活動について1987年のシュピーゲル誌での記事をもって初めて知ったと公言していた。だが、プファイファーがSPDとそれ以前の段階で接触を図っていたことが明るみに出てきた。エングホルムはそれを知っていた上で、選挙戦で巧みに被害者の役割を演じていたというのである<sup>6</sup>。このSPDの不祥事を受

6) これと共に当時の首相代行によるプファイファーへの現金譲渡も問題となっていた (Kellmann 2010 : 386-387)。



けて、エングホルムは1993年5月に首相職を辞退している。この一連の事件からはCDUだけでなく、1980年代に至るまで対決姿勢を打ち出してきたSPDにも同様にコンセンサスなき対決・分極化の弊害があったと推察できる。

エングホルムの辞任後は、ジモニス (Heide Simonis) がドイツ史上初の女性首相としてSPD単独政権を率いることになった。両党のスキャンダルがあった後の1996年選挙以降、しかしながら二大政党が中心となり政権を獲得するため競合するという従来の形式それ自体に大きな変化は見られなかった。例えば1996年から2005年までには、CDUと対決する勢力としてSPDとGの連立政権が成立していたことを見てとれる。

ただしGが議席を得て、連立に参画したとの点からはSPDの包括政党としての能力限界が見えてくる。そもそもシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のSPDは原子力からの脱却、男女同権などの新しい争点を先取りしてきた。それにも拘わらず、新しい左派としてGが1996年選挙以降、議会に定着したのである。このSPD、そしてCDUという大政党にも一般化されうる能力限界の原因は、社会構造の変化の一言では片づけられない。90年代以降進んだヨーロッパ地域統合などを背景に、連邦・州間での財政上、そして福祉国家政策上の交渉余地が狭まっていたこととも関連づけられる (Heinrich 2008: 444)。そこでは90年代以降、ドイツの二大政党SPDとCDUの政策的主張がそれ以前と比べて穏健なものに有権者の目からは映るようになっていたとも指摘される (Kropp 2001: 57)。

### 3 CDUとSPDによる2005年の大連立政権

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では議会制度の改革後、政策位置の変動も見受けられたが二大政党が政権獲得に向けて競うという形式それ自体が変わることはなかった。だが2005年に、同州の戦後自由選挙が行われて以来初となるCDUとSPDの連立が成立している。この2005年2月20日の選挙は、州内に留まらない特別な意味をもっていた。これは、SPDとGの連立政権の下で早期解散が図られた連邦議会選挙が2005年9月に予定されていたためである (Kropp 2010も参照)。

こうした中、CDUは連邦議員であったカールステンゼン (Peter Harry Carstensen) を筆頭候補に擁立した。他方の現職首相であったSPDのジモニスは、この選挙戦でCDU、中でもカールステンゼンとの対決姿勢を顕著に示していた (Saretzki, Tils 2006)。この選挙の結果、投票率が66.5%とこれまでの同州での議会選挙に比べて低かったものの、CDUが久しぶりに第一党へ返り咲いた。

ただし、議会で30議席を獲得したCDUは多数派形成の難しい状況に直面する。CDUはFDPと連立することを志向していたが、肝心のFDPが4議席の獲得に留まった。両党の連立では、議会過半数を超えるのに1議席足りなかったのである。他方で29議席を獲得したSPDも、連立パートナーであったGの獲得議席が4席であったため、議会での過半数である35議席にあと2議席足りなかった。ここにおいて二大政党は、1987年選挙と同様の多数派形成の行き詰まりという問題に直面したのである。

1987年時には、SSWが1議席を得ていたことからシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州での政権成立の命運を握った。2005年時もSSWは2議席を獲得していたために、奇しくも同じように議会多数派を決める役回りが巡ってきたのである。一方で1987年時にはSSWがCDUとFDPの支持に回ることにはなかったが、2005年時にはSPDとGによる少数政権を支持するとの方針が立てられた<sup>7)</sup>。

ジモニスは、この約束を携えて選挙から約一か月後の3月17日に新しい首相選出を行う州議会に臨んでい

7) この三党協力に対しては、様々な政治勢力から「圧力」がかけられた。例えば、CDUの連邦議員からSSWの中立はよいが黙認は許されないと主張、ジモニス首相降ろしのデモ、SSWの議員への殺害予告といった形で表出されている。

る。だが、この日の一回目の投票で彼女が議会多数派の支持を得ることはなかった。これはSPD、G、SSWの議員の中で、ジモニス为首班とする少数政権を是としない「裏切り者」がいたことを意味していた。この多数派の支持を得られないという結果は二度目、三度目、そして四度目の投票を行っても変わらなかった。これを踏まえて最終的に、4月27日にもう一度投票を行うことが取り決められた。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では制度上、議員の三分の二の支持で議会を解散させて新しい選挙を行うことができた。また在職中の首相への信任決議案が過半数の支持を得られないことで、10日以内に議会の会期を終わらせることも可能であった。そこではSPDにとって、再選挙という選択肢が1987年の状況でそれを選んだCDUと同様に存在していたといえる。しかしこの四度の投票結果を受けて、SPDは方針を転換、CDUとの大連立に向けた交渉へと乗り出している<sup>8</sup>。この連立交渉の結果、4月27日の投票を経てCDUを首班とする大連立政権が発足した。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州2005年の経緯を振り返ると、大連立が当初CDUとSPDにとって望ましいものでなかったことが分かる。確かにCDUは久しぶりに第一党に返り咲いたことから政権奪取に意欲的であっただろうし、第二党に甘んじたものの現職のSPDにとっても政権の続行に熱心であったと考えられる。だが、CDUとSPDの陣営の間での対決・分極化という要素を見過ごすことはできない。これは選挙後にSPDがCDUとの多数派連合を考慮するよりも、連立パートナーであったG、そしてSSWとの少数政権を志向したことから見て取れる。ただし、この少数政権を可決させるにはわずか2議席に命運が握られるという問題を抱えていた。ごく少数の票で政権発足、その後の運営さえも規定されることに対して、二つの陣営間の分極化も伴って議員から不安・不満が容易に表面化しえたと推測できる。

以上の経緯についてまとめるならば、分極化した政党間競合を伴い議会多数派の形成に行き詰っていた中で大連立が選ばれた、と述べることができる。確かに二大政党が分極化していたこと自体は政策追及の観点、そして80年代までのシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の経験から大連立成立にとって好ましい条件とはいえない。しかし2005年の事例からのレッスンとして、例え分極化していたとしても多数派形成が困難な状況に陥った場合には最終手段として大連立が選択肢になると考えられるのである。

ただし、分極化した政党間競合の下で多数派形成の問題に直面したという状況は、同州1987年のケースも同様であっただろう。なぜ1987年の事例では両者の対決姿勢が最後まで崩れることはなかったのか。そこでは、1987年選挙戦で明らかになったCDUの不祥事が重要な要因の一つとも考えられる(Heinrich 2008: 442)。だが、例え当時のスキャンダルが明るみに出なかったとしても、二大政党間の大連立は成立しなかったと推論できる。これは二大政党の対決姿勢、それを促す政治制度が不祥事のより根源的な原因と考えられるためである。

これを踏まえると新しい議会制度、権力を少数派と分掌する一院制の下での政治的コストを鑑みた時、大連立の敷居が低いものになっていたと推測できる。もちろん、上院で多数派を占める下院の少数派を考慮しなければならぬ与党と同じように、同州の議会における少数派を考慮する必要性が生じていたとは考えにくい(理論的には、Eppner, Ganghof 2016も参照)。だが分極化した政党間競合の下で多数派形成が困難という状況で、いかに拒否点をコントロールできるか考えた時、大連立は選択肢として残されるようになっていたとは指摘できるだろう。

8) 3月17日の四回目投票前にCDUのカールステンゼンがSPDへ連立の提案を行う使者を送り出そうとしていた、との連立のシグナルを見出せる(Kellmann 2010: 391)。

## V. 考察

以上では、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州における政党間競合のパターン変化を追っていくことで大連立の成立条件を検討した。そこでは同州の分析から以下四つの知見を得た。①まず1980年代までは二大政党間の対決・分極化の下で大連立が成立してこなかったこと、②そして1987年のケースでは、例え多数派形成が困難な状況に陥っても分極化の下で大連立が選択肢に挙がらなかったことである。しかし、③2005年の場合は議会制度改革を通じて少数派の権限が強まった一院制の下、分極化した政党間競合を伴い議会の多数派形成に行き詰っていた状況にて大連立が最終手段として選ばれた。ただし、④この新たな議会制度それ自体は、90年代以降に見る二大政党の分極的姿勢の変化を伴いながらも大連立を積極的に促すわけではなかった。

ここまでの知見から同州の大連立のパターンを分極化、多数派形成の行き詰まり、そして新たな議会制度という三条件の組み合わせから理解できるようになる。三条件が揃っていた場合に大連立が選ばれて、それ以外の組み合わせでは大連立が成立してこなかったと述べるができる。ただし、この推論は上述の四パターンにしか基づいていないことに留意する必要がある。k個の条件の全組み合わせ ( $2^k$ )、つまりここで述べている三条件の全8通りの組み合わせ ( $2^3$ ) について網羅的に検討されているわけではないのである。以下ではこの点の考察を深める。

### 1 条件組み合わせの問題

条件組み合わせ効果を精査するため本論では、複雑なシステムを体系立てて分析するツールとして提唱された質的比較分析(QCA)の手法を採用する(Ragin 1987)。確かに上述の三条件程度の相互作用ならば、質的比較分析に頼らずとも統計的な分析で十分取り扱える範囲と考えられるかもしれない。だが、本論で進めてきた事例分析から統計分析へスイッチする際の拡張的な前提に注意する必要がある。それは、①正と負の結果に条件は対称的な因果性をもつこと(causal symmetry)、②交互作用項が各条件の独立効果を踏まえた上で検討されること(linear additive)、③様々な認識レベルの観測値が一律に確率的な値に変換されること(probabilistic theory)といった点を挙げる事ができる(Goertz, Mahoney 2012; Schneider, Wagemann 2012を参照)。

本論の事例研究から得た知見はこれらの前提との将来的な統合可能性を残すものの、現在のには必ずしも整合的ではない。そこで本論では、上述の前提なしに様々な条件の相互作用を検討できる質的比較分析の手法を採用することとしている。そこでは0.0と1.0の間でのファジィ化、二分化を超えた多値化という各条件の認識レベルの精緻化を進める初期段階として、1と0の二値に基づく分析を行うこととしている(crisp-set QCA)。

なお質的比較分析は「多元的で結合的な因果(Ragin 1987)」を捉えるものであり、本論の大連立成立に関する一事例研究とは分析レベルが異なるとも考えられる。そこでは連邦と州の関係、反体制政党の存在など大連立に関する他の条件も含めて統合的に条件組み合わせの複雑さを検討するべきかもしれない。

だがシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州での逸脱事例として捉えた2005年のケース、そこで見出された条件群は他の条件・経路と切り離された独自の経路を形づくる可能性が高い。これは「III. 事例選択」で述べたように、そもそもこの事例の分析が仮説構築の段階で見過ごされていた条件(群)の発見という狙いの下で行われていたことに理由づけられる。

この点はさらに、同州の知見を踏まえて他の大連立の経路を仮想設定した分析でも示されうる<sup>9)</sup>。ここでは他の条件をいくら増やそうとも、同州の三条件（分極化、多数派形成の行き詰まり、新しい議会制度）で構成される経路が棄却されないことを確認できる（補遺・図1も参照）。この仮想データを用いた分析で具体的に生き残った大連立のパターンは以下の通りであった。それは、①新しい議会制度下で多数派形成に行き詰っている、②新しい議会制度下で分極化している、③分極化していないが多数派形成に行き詰っている、④従来の議会制度下で分極化していない、の四つである。

以上から、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で見出した条件組み合わせ効果について質的比較分析を通じて独自に評価することが可能と考える。では、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の知見から、ないし仮想データも含めて導出した経路で大連立は本当に生じるのか。また、その際に前提となっていた他のパターン認識は矛盾のないものであるのか。これらは他州との比較によって解き明かすことができると考える。そこで以下では、三条件を比較検討するための準備を行う。

## 2 操作化

ここでは分極化、多数派形成の行き詰まり、新たな議会制度を測る指標、そしてそれを1と0に変換する閾値をシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の事例を基にしつつ検討する。この操作化の過程では、より客観的な独立した指標・閾値設定が求められるかもしれない。だが質的比較分析では、各種因果経路でそれぞれの典型例が存在しうることを想定している。そのため、経験分析ではそうした理想的なケースを可能な限り見つけ出しながら、多元的で結合的な因果のパターンを体系化させていくことになる（case-based method, Ragin 1987）。この前提から、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で得た知見を蔑ろにしてまで客観的で独立した指標・閾値設定を試みることは本論の分析の本質を見失うことにつながると考える。

### (1) 分極化

まず、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の事例で見出せた二大政党間の対決・分極化に関しては選挙毎の各党のマニフェストに基づいて検討する。手続きとしては、左派と右派を特徴づける単語、例えば「増税／減税」、「男女同権」など、その言葉の使用頻度から政策位置に関する指数を算出する（Bräuninger, Debus 2012）。この左右にまつわる指数で各政党を位置づけた時に、組閣を主導する政党<sup>10)</sup>がどれほど議会の中心的な政策位置から外れているのかという距離を算出する<sup>11)</sup>。

もちろん、ここでの値は左右という一元軸に政策内容を集約することから各党の顕著な政策的主張を上手く捉えることができないとも考えうる（例えば、Pappi, Seher 2014）。だがシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で左派に位置づけられたSPD、右派に位置づけられたCDUの関係を捉えるためには十分な指標と考える。

9) 具体的には同州の大連立のパターン認識が的外れなものではなく、他の代替的説明を同州で見出したパターンで想定しないとの前提を伴った「簡単化（Schneider, Wagemann 2012）」の手続きを実施している。その際には、観測した条件配列以外全てに大連立の因果経路とみなす措置を施している（補遺・表3）。これは、より多くの観測されなかった条件配列を簡単化の手続きに含めることでより単純な解を出せるという特性に起因する。ここでは、本論の事例研究で得られた条件が簡単化の過程で最終的な解の内に残らないことが最も容易に想定されうるのである。

10) 必ずしも議会第一党が組閣を主導するとは限らないため、ここでは組閣を主導した政党とは成立した政権与党内で最も議席を有していた政党と操作化した。

11) 確かに、二大政党間の単純な政策距離から測定することも可能かもしれない。しかし、この手続きでは、①それぞれの文脈で政策的な近さ・遠さは同じなのか、②本当に左右の極で別れているのか、③どの党が二大政党であるのか、といった問題を残すことになる。ここでは、連立理論で提唱されている中位の考え方を応用して指標を作成している。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では92年選挙時の0.02、96年選挙時の1.6、00年選挙時の0.6、05年選挙時の10.3、そして09年選挙時の4.5というスコアが算出される。このスコアは2005年時に、組閣を主導したCDUの政策的立場がとりわけ中位からかけ離れていたことを示す。これはCDUが久しぶりに第一党に返り咲いたものの、当初FDP以外に連立を考慮できないほど他党との政策的な隔たりがあったという状況を表現するものである。以上からシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の2005年と同様に10.3という値を超える場合、他の州でも同レベルの二大政党間の政策的立場の隔たり、分極化が顕著に生じていると想定した。

## (2) 小政党の決定的役割

次に二大政党による多数派形成の行き詰まりという状況については、小政党が決定的な役割を果たすという視点から検討する。具体的には、小政党が大政党と比べてもそんな存在感をもつ状況について検討するバンザフ指数と呼ばれる交渉力指数から捉える<sup>12</sup>。例えばシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の2005年議会選挙後においては、CDUとFDPの陣営が34票、SPDとGの陣営が33票有していたのに対して、SSWが2票有していた。バンザフ指数では、この当時のSSWという小政党が多数派形成で決定的役割を果たしたことに関して、二つの陣営と同様のスコアである0.33という値で表現できる。

ただし政党数の増加というドイツの州での一般的傾向の下、決定的役割を果たす小政党が一つではなく複数存在する、むしろそのケースが多くなることも想定できる。そこでは複数の小政党が決定的役割を果たす状況を取り扱う指標として、バンザフ指数の集中度合いを用いる<sup>13</sup>。この値をシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州内の事例で算出すると、92年選挙時の1.0、96年選挙時の3.8、00年選挙時の3.0、05年選挙時の4.5、そして09年選挙時の3.7という値が明らかになる。ここにおいて90年以降のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で、2005年にとりわけ小政党が大きな意味を持っていたことについて4.5というスコアで表現できる。ついでに他の州の事例でも、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の2005年と同様に4.5以上の値であれば、小政党が決定的役割を果たす状況になっていると想定した。

## (3) 権力を分掌する一院制

最後にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で導入された新しい議会制度、議会内少数派と権力を分掌する一院制という制度的条件について操作化する。これについては、同州議会の制度改革において特徴的であった以下の点に着目できる。それが議会少数派による内閣メンバーの召喚、並びに情報請求という権利である (Ismayr 2000: Ch. 7も参照)。

ただし、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州以外のドイツの州に目を向けると以下のような制度設計の多様性も見いだせる。それはブランデンブルク州では両方の権利が規定されていた一方、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン・アンハルト州、ハンブルク都市州、ニーダーザクセン州ではどちらか一方の権限のみが規定されているといった具合である。

本論では内閣メンバーの召喚を議会少数派が行える州議会を、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州と同種

12) バンザフ指数においては想定可能な多数派形成のパターンで、各アクターの決定がどれほど重要な意味をもつかが検討される。この指数は、各党の逐次的協力とその貢献度から政党間の連立ゲームにおける交渉力を測るシャープレイ・シュービック指数よりも本論では有用と判断している (詳しくは、Kirsch, Lagner 2010: 36-38)。

13) バンザフ指数を直接用いる場合はグルーピングの恣意性に関する問題もあるため、ここではバンザフ指数の集中度合いを用いている。この集中度は、1を二乗したバンザフ指数のスコア合計値で割った値から算出する。ただし、この指標はCDUとSPDが約93%の議席を占めて二大政党制の理念型に近い1987年シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の例を操作するには適していない。ついでに、この指標が妥当なのは二大政党制の理念型というよりは二次的類型である「二ブロック競合 (Mair 2009)」の下であるだろう。そこで本論は政党数増加を伴い、理想的な二大政党間の競合パターンから変化したとみなせる事例を用いて分析する。

表1：真理表分析

	分極化	原因条件		整合度	N	内訳（下線の事例が成立事例）
		小政党の 決定的役割	権力を分掌する 一院制			
1	1	1	1	1.00	1	<u>SH05</u>
2	1	0	0	0.50	2	<u>BE99</u> , ST02
3	0	1	0	0.00	2	HE08, NW10
4	0	0	1	0.43	14	BB90, BB94, <u>BB99</u> , BB04, <u>BB09</u> , MV90, <u>MV94</u> , <u>MV98</u> , <u>MV02</u> , <u>MV06</u> , SH92, SH96, SH00, SH09
5	0	0	0	0.18	61	<u>BE90</u> , <u>BE95</u> , <u>BW92</u> , <u>HB91</u> , <u>HB95</u> , <u>HB99</u> , <u>HB03</u> , <u>HH97</u> , <u>ST06</u> , <u>TH94</u> , その他51事例
6	1	1	0	-	0	-
7	1	0	1	-	0	-
8	0	1	1	-	0	-

出典：fsQCA2.5 (Ragin, Davey 2014) に基づき筆者作成

の権力を分掌する一院制の議会とみなした。これは、議会少数派による情報請求権がシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で初めて導入されたものでなかったことに起因する。この法整備自体は、既に1971年のハンブルク都市州でも見出せるものであったのである (Frick 2008 : 181)。そこでは、この権利だけではシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の議会制度改革の特徴を捉えきれないだろう。そもそも同州の改革の試みがユニークなものでなければ、旧東ドイツの州でのモデルケースにもなっていなかったと考えられるのである (Kellmann 2010 : 386)。

### 3 分析結果

ここまでは事例研究の知見に基づいて三条件を操作化してきた。これを踏まえて以下では、三条件による全8通りの大連立に向けた組み合わせ効果について検討していく<sup>14</sup>。なお、この分析ではドイツ再統一以降の16州の事例を用いている。これは他の事例を含めるよりも、政党間競合に関する本質的、制度的、そして空間的な同質性を担保できることに起因する。そこでは、ドイツ16州の1990年から2010年の間で見出せる各州議会選挙後に成立した政権を事例としてカウントしている (計80事例)。また大連立という結果は、「I. 大連立の規定」で述べた基準に従って、タイプ1ないしタイプ2への所属の程度が0.5以上であった事例を大連立の成立事例とみなして分析にかけている。その結果は以下の通りである (表1を参照)。

14) ここでは、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州議会の権限強化に伴って整備された直接民主制の制度設計に関する知見を仮説化することはない。この制度は、スイスやリヒテンシュタインでの大連立の成立と関係があるとされる (例えば、Niikawa, Corcaci 2016)。だが直接民主制の実践は、オーストリアの州とドイツの州で大きな意味をもつに至ってないことが示されている (Vatter, Stadelmann-Steffen 2013)。また本論では、同州での2000年以降の選挙制度改革に関する知見も明示的に仮説化していない。具体的には同州では一票制から二票制になったため、州議会選挙では別々の党への分割投票が可能となっていた。そして、この戦略的投票の可能性が大連立という選択肢を生じさせるきっかけになったと提起される (Heinrich 2008 : 445)。しかし一票制、二票制での連合パターンは多岐にわたるため (Eder, Magin 2008 : 41)、ここでは大連立の直接的条件とはみなしていない。

表1はシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の事例から引き出した三つの条件、その理論上で想定できる全ての組み合わせである8通りを示したものである<sup>15</sup>。そこでは列1から、三条件がすべて存在している場合に大連立が矛盾なく成立していることを見出せる。そして、その因果経路を裏付ける事例がシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州2005年の事例であった (SH05)。この結果は一方で、三条件の組み合わせ効果が他の事例でも見いだせるとの一般化可能性を1990年から2010年までのドイツの州の事例で確認できなかったことを意味している。だが、この組み合わせで大連立の不成立を確認できなかったことから、この三条件の組み合わせ効果を大連立の仮説として残すことができる。

ただし、この相互作用を仮説として残せるのかについては他の条件配列との兼ね合いで未だ疑問符をつける。これは質的比較分析が他の大連立を促す条件配列と比較して一つだけ条件が異なっていた場合、その条件を節約できる「単純化」と呼ばれるアルゴリズムを基盤とするためである (Schneider, Wagemann 2012)。例えば、上述の三条件の中で分極化の条件が抜け落ちていたにも関わらず大連立が成立していた場合、小政党の決定的役割と権力を分掌する一院制のみで大連立は説明できる。また小政党の決定的役割という条件がないにも関わらず大連立を観測できた場合は、分極化・権力を分掌する一院制という二条件の組み合わせで大連立の事例をカバー可能だろう。こうした因果経路をシンプルにする、引いては各条件の組み合わせ効果を棄却するために、他の条件配列でいかなる結果が生じるのか見定める必要がある。そこで以下では列2から8に考察を加える。

まず列2では、三条件の中で分極化のみが存在する場合に大連立が生じるのかどうか、2つの事例を伴って問いかける。それがベルリン都市州1999年の大連立の事例 (BE99) と、SPDによる少数政権後であるザクセン・アンハルト州CDUによる2000年の小連立の事例である (ST02)。この二つの異なる結果を示した配列からは、分極化という条件のみが大連立を促すものといえるのか未だ疑わしいと解釈できる<sup>16</sup>。

これに対して列3では少数政党の決定的役割という条件のみが存在する場合に、大連立が成立したという事例を見いだせなかったとの結果を得た。これはシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の知見と仮想設定データに基づき導出した、分極化していないが多数派形成に行き詰まっているという大連立の経路の確かさに疑問符を付す結果といえる。その反証事例となっているのが、大連立が成立していないヘッセン州2008年とノルトライン・ヴェストファーレン州2010年の事例である (HE08とNW10)。確かに、これらの事例はドイツでも珍しい少数政権の事例であった。そこでは大連立をより抽象的に捉えて、多数派形成に行き詰った状況下では対決的になるよりも合意を重視するメカニズムが働くとの仮説を立てうるかもしれない。だが本論ではヘッセン州で2008年の翌年に再選挙、ノルトライン・ヴェストファーレン州で少数政権が2012年まで続いたなど少数政権のパターンを精査していない。そのため、ここでは大連立を促す組み合わせとして列3の条件群をみなすことはできないという考察に留まっている。

列4の条件配列では、三条件の中で権力を分掌する一院制という制度的条件のみが大連立成立に寄与するかどうかの知見を示す。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では例えこの新しい制度が導入されても、90年

15) この組み合わせ分析は、論理学でいうところの十分条件に因果の存在論的前提がある。そのため、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州から導出した三つの条件が必要条件としての因果性を持つか事前に検討している (Schneider, Wagemann 2012: 143)。だが分析の結果、各々を大連立成立のための必要条件とみなすのは困難であった (補遺・表4を参照)。

16) 確かに、ザクセン・アンハルト州の事例を権力の分掌された一院制へ分類することで事情が変わってくる。というのも、これにより分極化のみが存在する場合に大連立が成立すると考えられるようになるためである。だが、この推論は以下の問題を抱えるものである。それは、①ザクセン・アンハルト州議会がシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の改革後の議会と十分に同質的なものであるのか、②ベルリン1999年の大連立がシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の事例に比べれば理想的とはいえないこと、③この大連立の事例は1990年から続く政権形態であったこと、という問題である。

代以降、政党間競合の形式自体は変わらなかった。この知見は、列4の条件配列の下で大連立の生じなかった同州の事例という形で表現されるといえるだろう。だが他方で、ブランデンブルク州 (BB) とメクレンブルク・フォアポンメルン州 (MV) では同じ条件配列の下で大連立の成立を見いだせる。

この違いについては二州の旧共産圏という背景、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のイギリスの管轄下という異なる背景に留意する必要がある。一方でシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の場合は旧制度の経路依存が新制度の下でも強く働いていた、つまり制度的効果への過小評価を予期できる。他方で旧東ドイツの州に関しては、ここでの二州以外にも列5で三条件を満たさずに大連立が成立した、つまり別のメカニズムを想起させるケースがある。そこでは、旧東ドイツの文脈的条件と結びつく制度的効果も考えられる。以上からは制度に対するファジィ認識、文脈的条件との更なる組み合わせ効果について精査する余地がある。しかし、ここでの分析結果としては権力を分掌する一院制という条件のみが大連立の成立に影響を及ぼすものであるかは未だ疑わしいものといえよう。

最後に列番号6から8は、理論上の組み合わせでしなかった条件配列、いわゆる論理残余を示している。まず列番号6は議会少数派と権力を分掌する一院制という条件がない中で、小政党の決定的役割と分極化の二条件がいかなる結果を起こすのか観測できなかつた。しかし、この条件配列に関しては追加の推論を働かせよう。その際に有用なのが、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州1987年の事例である。この事例では小政党の決定的役割と分極化を観測できたものの、議会少数派と権力を分掌する一院制という条件は欠けていた。本論ではこれらの条件下で、当時二大政党間の大連立が選ばれるというオプションはなかつたとの推論を働かせていた。これを踏まえれば、列6の条件配列で大連立が成立すると想定して分析できるかどうか疑わしいと考えられる<sup>17)</sup>。

こうした経験的知見に基づく追加の推論を列7と8で行うことは困難であった。しかし、これらの条件配列が本論の分析結果を大きく揺るがすものにはならないだろう。列7と8の配列を大連立成立の経路とみなした場合、確かによりシンプルな条件式を導き出すことができる。それが、①分極化しておりかつ権限を分掌する一院制、②小政党が決定的役割を果たす状況でかつ権限を分掌する一院制、という二通りの組み合わせである。

これはシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の知見と仮想設定データをもって導出した、四つの大連立パターンの中の二つと合致するものである。そこでは他州との比較を通じて、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州から導出可能なパターン内でより確かな経路を浮き彫りにできたと考える。ただし、ここでの二条件で説明するという解の簡潔さに関してはより詳細な検討が必要になるだろう。本論の州内と州間の分析からは、以下の点を指摘できる。それは、見過ごされていた三条件の結合関係の仮説化を超えて条件を更に単純化するためには事例に根ざした推論以上のものが必要になる、との点である。

## おわりに

本論はドイツの州での大連立成立パターンについて問うことを起点としていた。従来の経験的分析では、異なる大連立の仕組みを捉える比較の視座が欠落しがちであった。また政党の動機と制度にフォーカスした

17) この推論は、80年代の類似した状況からも行うことができる (Leunig 2012 : 110-113)。例えばヘッセン州の1982年ではCDUとSPDが議会の単独過半数となれない中、同州議会に初めて足を踏み入れたGが残りの9議席を占めていた。だがGは多数派形成に向けた役割を拒否している。そこで最終手段として第一党CDUからSPDへの大連立の提案があったが、現職のSPDはそれを拒絶した。この連立交渉失敗の一因に、ヘッセン州の当時の問題を背景とした政党間の分極化があったと考えられる (Strünck 2008 : 257)



理論的分析もドイツの州の多様性から限られた特徴を引き出すのが主であった。本論は複合的な条件組み合わせを想定した大連立の成立パターン分析を通じて、以上で見出せたような研究の空白に光を当てることを試みた。この結果、逸脱事例シュレスヴィヒ・ホルシュタインを通じて大連立成立に向けた以下の仮説を提起した。それが権力を分掌する一院制の下では、分極化した政党間競争を伴って議会多数派の形成に行き詰った場合に大連立がオプションになるとの仮説である。

この結果は、一方で州レベルの大連立を政党の行動動機ないし制約的な制度のどちらかだけで説明しきることが困難であることを想起させる。しかし本論で提起する仮説は、「拒否点 (veto point)」に関する議論を精緻化させる一つの機会を提供するものになると考えている。権力を分掌する制度設計に目を向けた連立研究、特に大連立にまつわるものでは主として二院制に光が当てられてきた。これに対して本論では、一院制の内権力が分掌されることによって生じるユニークな帰結を指摘することができた。この分析結果は、二院制のみならず一院制も包括的に捉える次の仮説を精査することにつながると考えている。それがオランダ、引いては中欧での二院制、そして北欧、具体的にはフィンランドの一院制との比較から導出された「Lijphart-Sjölin conjecture (Volden, Carrubba 2004)」と呼ばれる仮説である。この多国間比較を通じて提起された、いかに拒否点をコントロールするかとの点から連立行動を再考する試みは、本論で提起した一院制の議論と接点があるだろう。

ただし、この仮説と本論の接点を考える上で権力を分掌する一院制の特徴について更に考察を深める必要があるだろう。これは本論で明らかにしたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州議会の機能が法案審議に対する絶対的な拒否点といえるものでなかったことに起因する。あくまで同州の議会少数派には資料請求や閣僚を召喚できる権利が付与されているだけであり、個別法案を棄却する、その審議を延期するといった権限をもつわけではない (Eppner, Ganghof 2016 も参照)。だが分極化した政党間競争の下で多数派形成が困難という状況で、権限が分掌された議会が条件組み合わせ効果の一因として政党間合意に働きかけることは棄却できなかった。そこでは一院制の議会における権限分掌の強弱のみならず、その組み合わせ効果についてさらに突き詰めて検討していくことが求められるだろう。

この一院制下の政党間競争にまつわる二院制と類似した仮説の精査と並行して、議会内委員会の影響が強いおかげで公職追及の動機が減じるとされるインフォーマルに権力の分掌された議会との兼ね合いについても検討を要するだろう (少数政権の成立メカニズムとして、Ström 1990)。この理論提起に則れば、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の議会制度改革後のケースでも影響力ある議会少数派の公職追求する動機は減じていたと想定できる。だが同州の権限はフォーマルなものであり、議会内部の各委員会でのように秘密裏に権利を行使しうるものではない。そこでは少数派の権限が時として、議会の機能不全に陥らせた元凶として次回選挙に負の影響を与えとも考えられる。こうしたリスクも踏まえた時、インフォーマルに権力分掌される議会と比べて、フォーマルに権力を分掌する一院制では議会少数派となる政党の公職追及の動機が未だ多いだろう。こうした一院制の他の機能とも結びつけながらの議論が、「Lijphart-Sjölin conjecture」について経験的に分析していく際に必須であるといえる。

#### 参考文献

[日本語文献]

網谷龍介・伊藤武・成廣孝編 (2014)『ヨーロッパのデモクラシー』ナカニシヤ出版。

石田淳 (2009)「ファジィセット質的比較分析の応用可能性」『理論と方法』26巻、371-388頁。

岩崎正洋 (2015)『比較政治学入門』勁草書房。

小野一 (2008)「ドイツ・大連立政権をめぐる政党システム論的考察」『工学院大学共通課程研究論叢』45巻、1-15頁。

加藤淳子 (2011)「政党と政権」川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子編『現代の政党と選挙』有斐閣、第11章。

新川匠郎 (2015)「ドイツとオーストリアの州における合意型の政権のパターン」日本比較政治学会編『政党政治とデモクラシーの現在』ミネルヴァ書房、155-183頁。

[外国語文献]

- Andersen, Uwe (2000) „Land Schleswig-Holstein,“ in U. Andersen und W. Woyke (Hrsg.), *Handwörterbuch des politischen Systems der Bundesrepublik Deutschland*: 353-357. Bonn: Bundeszentrale für politische Bildung.
- Axelrod, Robert (1970) *Conflict of interest*. Chicago: Markham Publishing Company.
- Benoit, K., T. Bräuninger, and M. Debus (2009) „Challenges for Estimating Policy Preferences,“ *German Politics* 18(3): 440-453.
- Bowler, S., T. Bräuninger, M. Debus and I. Indridason (2016) „Let’s Just Agree to Disagree,“ *The Journal of Politics* 78 (4): 1264-1278.
- Bräuninger, T. and M. Debus (2012) *Parteienwettbewerb in den deutschen Bundesländern*. Wiesbaden: VS Verlag.
- Debus, M. and J. Müller (2013) „Do Voters’ Coalition Preferences Affect Government Formation?,“ *West European Politics* 36(5): 1007-1028.
- Detterbeck, Klaus (2011) *Parteien und Parteiensystem*. Konstanz und München: UVK Verlag.
- Edger, C. and R. Magin (2008) „Wahlssysteme,“ in M. Freitag und A. Vatter (Hrsg.), *Die Demokratien der deutschen Bundesländer*: 33-62. Opladen und Farmington Hills: Verlag Barbara Budrich.
- Engholm, Björn (1987) „Die rechtliche Grundlegung der schleswig-holsteinischen Eigenstaatlichkeit,“ in R. Titzck (Hrsg.), *Landtage in Schleswig-Holstein gestern - heute - morgen*: 47-58. Kiel: Husum.
- Eppner, S. and S. Ganghof (2016) „Institutional Veto Players and Cabinet Formation,“ *European Journal of Political Research*, online first [doi: 10.1111/1475-6765.12172].
- Flick, Mario (2008) „Parlamente und ihre Beziehungen zu den Regierungen,“ in M. Freitag und A. Vatter (Hrsg.), *Die Demokratien der deutschen Bundesländer*: 161-194. Opladen und Farmington Hills: Verlag Barbara Budrich.
- Freitag, M. and A. Vatter (2008) „Demokratiemuster in den deutschen Bundesländern,“ in M. Freitag und A. Vatter (Hrsg.), *Die Demokratien der deutschen Bundesländer*: 11-32. Opladen und Farmington Hills: Verlag Barbara Budrich.
- Goertz, G. and J. Mahoney (2012) *A Tale of Two Cultures*. Princeton: Princeton University Press.
- Heinrich, R. (2008) „Das Parteiensystem Schleswig-Holstein,“ in U. Jun, M. Haas, und O. Niedermayer (Hrsg.), *Parteien und Parteiensysteme in den deutschen Ländern*: 431-452. Wiesbaden: VS Verlag.
- Indridason, I. and S. Bowler (2014) „Determinants of Cabinet Size,“ *European Journal of Political Research* 53(2): 381-403.
- Ismayr, Wolfgang (2000) *Der deutsche Bundestag*. Opladen: Leske + Budrich.
- Jun, Uwe (1994) *Koalitionsbildung in den deutschen Bundesländern*. Opladen: Leske + Budrich.
- Kellmann, Klaus (2010), „Schleswig Holstein,“ in A. Kost, W. Rellecke, und R. Weber (Hrsg.), *Parteien in den deutschen Ländern*: 375-396. München: Verlag C. H. Beck.
- Kirsch, W. and J. Langner (2010) „Power Indices and Minimal Winning Coalitions,“ *Social Choice and Welfare* 34(1): 33-46.
- Kropp, S. und R. Sturm (1998) *Koalitionen und Koalitionsvereinbarungen*. Opladen: Leske+Budrich.
- Kropp, Sabine (2001) *Regieren in Koalitionen. Handlungsmuster und Entscheidungsbildung in deutschen Länderregierungen*. Wiesbaden: Springer.
- Kropp, Sabine (2010) „The Ubiquity and Strategic Complexity of Grand Coalition in the German Federal System,“ *German politics* 19(3-4): 286-311.
- Laver, M and N. Schofield (1998) *Multiparty Government*. Michigan: The University of Michigan Press.
- Leunig, Sven (2012) *Die Regierungssysteme der deutschen Ländern*. Heidelberg: Springer VS.
- Lijphart, Arend (2008), „Foreword: Consensus versus Majoritarian Democracy in the German Bundesländer,“ in M. Freitag und A. Vatter (Hrsg.), *Die Demokratien der deutschen Bundesländer*: 9-10. Opladen und Farmington Hills: Verlag Barbara Budrich.
- Lijphart, Arend (2012) *Patterns of Democracy*. New Haven, CT and London: Yale University Press.
- Linhart, Eric (2013) „Does an Appropriate Coalition Theory Exist for Germany?,“ *German Politics* 22(3): 288-313.
- Lowe, Will (2015) *Austin, Version 0.2.2*. <http://github.org/conjugateprior/austin> [2016年10月19日アクセス確認].
- Mair, Peter (2009) „The Challenge to Party Government,“ in K. Goetz, P. Mair, and G. Smith (eds.), *European Politics*: 211-234. New York: Routledge.
- Martin, L. and G. Vanberg (2014) „A Step in the Wrong Direction,“ *The Journal of Politics* 76(4): 873-879.
- Mielke, S. und C. Bräuer (2012) „Landesparlamentarismus in Schleswig-Holstein,“ in S. Mielke und W. Reutter (Hrsg.), *Landesparlamente in Deutschland*: 590-622. Wiesbaden: VS Verlag.
- Müller, Wolfgang C. (2008) „Warum Große Koalitionen?,“ *Zeitschrift für Staats- und Europawissenschaften* 6(3): 499-523.
- Niikawa, S. and A. Corcaci (2016) „Reconsidering Coalition Theory,“ in S. Wolf (ed.), *State Size Matters*: 33-58. Wiesbaden: Springer Verlag.
- Pappi, F., A. Becker, und A. Herzog (2005) „Regierungsbildung in Mehrebenensystemen,“ *Politische Vierteljahresschrift* 46(3):

432-458.

- Pappi, F. und N. Seher (2014) „Die Politikpositionen der deutschen Landtagsparteien und ihr Einfluss auf die Koalitionsbildung,“ in E. Linhart, B. Kittel und A. Bächtiger (Hrsg.), *Jahrbuch für Handlungs- und Entscheidungstheorie Band 8*: 171-205. Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften.
- Ragin, Charles (1987) *The Comparative Method*. Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press.
- Ragin, C. and S. Davey (2014) *fs/QCA, Version 2.5*. Irvine, CA: University of California.
- Riker, William (1962) *The Theory of Political Coalitions*. New Haven: Yale University Press.
- Saretzki, T. und R. Tils (2006) „Die schleswig-holsteinische Landtagswahl vom 20. Februar 2006,“ *Zeitschrift für Parlamentsfragen* 37(1): 145-163.
- Schmidt, Manfred G. (2004) *Wörterbuch zur Politik*. Stuttgart: Kröner.
- Schmidt, Manfred G. (2008) *Demokratietheorien*. Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften.
- Schneider, C. and C. Wagemann (2012) *Set-Theoretic Methods for the Social Sciences*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Schneider, C. and I. Rohlfing (2014) „Case Studies Nested in Fuzzy-set QCA on Sufficiency,“ *Sociological Methods & Research*, online first [doi: 10.1177/0049124114532446].
- Shikano, S. and E. Linhart (2010) „Coalition Formation as a Result of Policy and Office Motivations in the German Federal States,“ *Party Politics* 16(1): 111-130.
- Ştefuriuc, Irina (2013) *Government Formation in Multi-Level Settings*. New York: Palgrave Macmillan.
- Strøm, Kaare (1990) *Minority Government and Majority Rule*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Strøm, K., W. Müller, and T. Bergman (eds.) (2008) *Cabinets and Coalition Bargaining*. Oxford: Oxford University Press.
- Strünck, C. (2008) „Das Parteiensystem Hessens,“ in U. Jun, M. Haas, und O. Niedermayer (Hrsg.), *Parteien und Parteiensysteme in den deutschen Ländern*: 247-264. Wiesbaden: VS Verlag.
- Vatter, A. and I. Stadelmann-Steffen (2013) „Subnational Patterns of Democracy in Austria, Germany and Switzerland,“ *West European Politics* 36(1): 71-96.
- Volden, C. and C. Carrubba (2004) „The Formation of Oversized Coalitions in Parliamentary Democracies,“ *American Journal of Political Science* 48(3): 521-537.
- Volkens, A., P. Lehmann, T. Matthieß, N. Merz, S. Regel, and A. Werner (2015) *The Manifesto Data Collection. Manifesto Project, Version 2015a*, Berlin: Wissenschaftszentrum Berlin für Sozialforschung (WZB).

補遺・表1：シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の議会・政権（1947-2012）

選挙年	議会構成								政権与党
	CDU	SPD	FDP	G	SSW	GB/BHE	DP	others	
1947	21	43	-	-	6	-	-	-	SPD
1950	16	19	8	-	4	15	7	-	CDU, BHE, DP, FDP
1954	25	25	5	-	-	10	4	-	CDU, GB/BHE, FDP
1958	33	26	3	-	2	5	-	-	CDU, GB/BHE, FDP
1962	34	29	5	-	1	-	-	-	CDU
1967	34	30	4	-	1	-	-	4 (NPD)	CDU, FDP
1971	40	32	-	-	1	-	-	-	CDU
1975	37	30	5	-	1	-	-	-	CDU
1979	37	31	4	-	1	-	-	-	CDU
1983	39	34	-	-	1	-	-	-	CDU
1987	33	36	4	-	1	-	-	-	CDU
1988	27	46	-	-	1	-	-	-	SPD
1992	32	45	5	-	1	-	-	6 (DVU)	SPD
1996	30	33	4	6	2	-	-	-	SPD, G
2000	33	41	7	5	3	-	-	-	SPD, G
2005	30	29	4	4	2	-	-	-	CDU, SPD
2009	34	25	14	12	4	-	-	6 (Linke)	CDU, FDP
2012	22	22	6	10	3	-	-	6 (Piraten)	SPD, G, SSW

出典：Kellman (2010) を基に筆者作成

補遺・表2：各党の政策位置推定（1987年）

SH州	スコア	標準誤差	リスケール	下限	上限
SPD	-4.43	0.05	-4.73	-5.82	-3.63
CDU	-3.36	0.05	22.54	21.29	23.79
FDP	-4.31	0.08	-1.64	-3.51	0.22
SSW*	-4.54	0.10	-7.52	-10.03	-5.01
SSW**	-4.4	0.07	-3.83	-5.43	-2.23
G	-5.48	0.04	-31.35	-32.27	-30.42

参照テキスト	スコア***
1987年CDU (連邦)	9.89
1987年SDP (連邦)	-13.88
1987年FDP (連邦)	11.22
1987年G (連邦)	-22.97

\* 1983年のマニフェスト

\*\* 1992年のマニフェスト

\*\*\* Volkens et al. (2015) による「reli」の値を参照

出典：Benoit, Bräuninger, Debus (2009) と Austin 0.2.2 (Lowe 2015) に基づき筆者作成

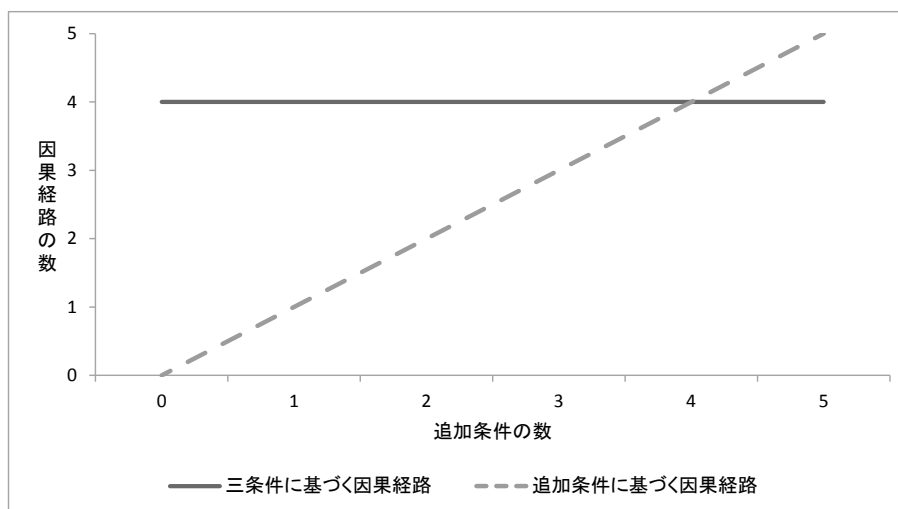
補遺・表3：シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州でのパターン分析

列番号	大連立	事例	SH州での三条件			追加条件					
			分極化	多数派形成の行き詰まり	新たな議会制度	F1	F2	F3	F4	F5	...
1	1	2005	1	1	1	0	0	0	0	0	0
2	0	1987	1	1	0	0	0	0	0	0	0
3	0	1980年代まで	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	1990年代以降	0	0	1	0	0	0	0	0	0
5	1	-	0	1	0	...	...	...	...	...	...
6	1	-	0	1	1	...	...	...	...	...	...
7	1	-	1	0	1	...	...	...	...	...	...
8	1	-	0	0	0	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
16	1	-	1	1	1	1	0	0	0	0	0
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
32	1	-	1	1	1	1	1	0	0	0	0
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
64	1	-	1	1	1	1	1	1	0	0	0
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
128	1	-	1	1	1	1	1	1	1	0	0
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
256	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	0
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

□：簡単化における前提条件

出典：筆者作成

補遺・図1：シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州での三条件と追加条件の関係



出典：筆者作成

補遺・表4：必要条件に関する分析

結果	原因条件	整合度	被覆度
大連立	分極化	0.31	0.33
	NOT分極化	0.69	0.17
	小政党の決定的役割	0.06	0.33
	NOT小政党の決定的役割	0.94	0.19
	権力を分掌する一院制	0.13	0.67
	NOT権力を分掌する一院制	0.88	0.18
NOT大連立	分極化	0.16	0.67
	NOT分極化	0.84	0.83
	小政党の決定的役割	0.03	0.67
	NOT小政党の決定的役割	0.97	0.81
	権力を分掌する一院制	0.02	0.33
	NOT権力を分掌する一院制	0.98	0.82

出典：fsQCA2.5 (Ragin, Davey 2014) に基づき筆者作成